

すまいる倶楽部・茨城 会則

(名 称)

第1条

本会は、すまいる倶楽部・茨城と称する。

(目 的)

第2条

本会は、住宅の建設やリフォーム事業に資する各種情報提供を行うことにより、住宅事業者等の健全な発展を促進するとともに、住宅瑕疵担保履行法への確実な対応により良質な住宅の供給を図ることをもって、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、上記目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員に対する各種情報の提供
- (2) 会員に対する研修会等の実施
- (3) 住宅瑕疵担保履行法等の円滑な推進
- (4) 関係各機関との連絡調整
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(事務局)

第4条

本会の事業を執行するために、水戸市笠原町978-30 一般財団法人茨城建
築センター内に事務局を置く。

(会 員)

第5条

会員は、茨城県内に事業所を有する、もしくは茨城県内で事業を行う住宅関連事業者等で構成する。

- 2 まもりすまい保険団体を利用する場合は、別に定める「品質管理基準」を遵守し、住宅の品質の確保・向上に努めなければならない。

(入退会)

第6条

本会への会員を希望する者は、入会申込書(様式1)を提出しなければならない。

- 2 会員は、入会申込を行った内容に変更が生じた場合、遅滞なく事務局に報告を行うこととする。
- 3 会員は、本会を退会しようとするときには、退会届(様式2)を事務局に提出しなければならない。

(役員、運営委員会)

第7条

本会には、会の円滑な運営を行うため次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 2名
- 2 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 本会の円滑な運営を図るため、役員で構成する運営委員会を設置し、会長が総理する。
 - 4 前項の運営委員会は、持ち回り会議とすることができる。

(入会費及び年会費)

第8条

本会の入会費及び年会費は無料とする。

(事業年度)

第9条

本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 事務局は、年度ごとに集計等の処理を行い、利用状況等について会長に報告する。

(監 査)

第10条

次の事項について、事務局の処理が適切に行われていることの確認のため、会長が委任する監査員による監査を実施する。

- (1) 事務処理等の適合状況について
- (2) 団体認定住宅の利用状況について
- (3) その他

(個人情報の取り扱い)

第11条 本会の運営にあたり、知り得た個人情報については、一般財団法人茨城県建築センターが定める個人情報保護規定を準用する。

(その他)

第11条

本規定に定めのない事項は、第7条3項運営委員会で協議し決定するものとし、会員に通知する。

附 則

本会則は、平成27年1月9日から施行する。